

お知らせ

申請者各位

令和3年12月22日
経済産業省
農水産室

令和3年度の関税分類番号(HSコード)の改正に伴う
さけ・ます2号承認に係る申請等について

「さけ及びます並びにこれらの調製品」の関税分類番号(HSコード)が一部改正され、令和4年1月1日から施行されます(別紙参照)。

このため、申請者におかれましては、令和4年1月1日以降のさけ・ます2号承認申請に係る対応は、以下のとおりとなりますので御承知おきください。

なお、令和3年12月31日以前に交付された輸入承認証(IL)は、ILに記載されているHSコードの変更は不要なため、特段の手続きはありません。また、延長又は内容変更する場合であっても、ILに記載されているHSコードの変更は不要です。

(1) 電子申請の場合

令和4年1月1日以降に電子申請する場合、新HSコードのうち該当するHSコードを入力し、申請してください。

(2) 紙申請の場合

令和4年1月1日以降に紙申請する場合、新HSコードのうち該当するHSコードを記載してください。

＜問合せ先＞
経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 農水産室
農林畜産班
TEL: 03-3501-0532
FAX: 03-3501-6006

(別紙)

「さけ及びます並びにこれらの調製品」の HS コード

現行	改正後（令和４年１月１日から）
0301・91-2	0301・91-2
0301・99-2	0301・99-2
0302・11	0302・11
0302・13	0302・13
0302・14	0302・14
0302・19	0302・19
0302・91	0302・91
0302・99	0302・99
0303・11	0303・11
0303・12	0303・12
0303・13	0303・13
0303・14	0303・14
0303・19	0303・19
0303・91	0303・91
0303・99	0303・99
03・04	03・04
<u>0305・10</u> （魚の粉、ミール及びペレット （食用に適するものに限る。））	0305・20
0305・20	0305・39
0305・39	0305・41
0305・41	0305・43
0305・43	0305・49
0305・49	0305・59
0305・59	0305・69
0305・69	0305・72
0305・72	0305・79
0305・79	<u>0309・10</u> （魚の粉、ミール及びペレット （食用に適するものに限る。））
1604・11	1604・11
1604・19	1604・19
1604・20	1604・20